

引受計画と実施方策

(1) 農作物共済

①制度の周知

- ・青色申告者においては、基本的に訪問により収入保険制度と農作物共済制度内容を説明するとともに、青色申告者以外の農業者においては、WEBサイトで両制度の内容を周知する。
- ・令和3年産をもって一筆方式が廃止されたことから、全相殺方式・災害収入共済方式等、引受方式の内容と併せ組合員個々の選択可能な方式についてWEBサイトで周知する。

②補償の充実

- ・水稲は充実した補償を提供できる全相殺方式、麦は災害収入共済方式での加入推進を行う。

③共済関係解除とならないための取組み

- ・共済掛金が期日内に納入されない場合は共済関係が解除となるため、掛金納入不能者が出ないように掛金徴収日の設定に留意する。

(2) 家畜共済

①補償の充実

- ・有資格者全戸訪問を実施し、制度内容説明と保険設計プランを提示し、組合員の経営形態に合った引受及び補償の充実に努める。

②普及推進

- ・未加入農家全戸に戸別訪問を励行し、加入のメリットを十分に説明し引受の拡大を図る。

③個体確認の徹底

- ・引受時の個体確認を徹底し、かつ家畜個体識別情報全国データベースと照合及び組合員に対し情報更新の徹底を図るよう周知し、正しい飼養状況の把握に努める。

(3) 果樹共済

①制度の周知

- ・うんしゅうみかん及びはるみについて未加入者名簿をもとに、青色申告者においては、訪問により収入保険制度と果樹共済制度内容を説明するとともに、青色申告者以外の農業者においては、WEBサイトで両制度の内容を周知する。

②補償の充実

- ・充実した補償を提供できる災害収入共済方式での加入推進を行う。

③共済関係解除とならないための取組み

- ・共済掛金が期日内に納入されない場合は共済関係が解除となるため、掛金納入不能者が出ないように掛金徴収日の設定に留意する。

(4) 畑作物共済

①制度の周知

- ・大豆共済については、令和4年産の水稻共済加入申込書兼変更届出書および農業再生協議会と連携し、有資格者名簿の更新を行い、当名簿をもとに訪問による加入推進を実施し制度の周知を図る。
- ・茶共済については、有資格者名簿をもとに青色申告者は訪問等による加入推進を実施し、制度の周知を図る。また、白色申告者においては、茶農協等ごとに茶共済説明会等を開催し制度の周知を図る。

②補償の充実

- ・大豆共済については、補償充実の観点より全相殺方式（9割補償）への移行を促し、補償の充実を目指す。
- ・茶共済については、補償充実の観点より継続加入推進時に、最高付保割合（8割）を選択していただくよう推進し、補償の充実を目指す。

③共済関係解除とならないための取組み

- ・共済掛金が期日内に納入されない場合は共済関係が解除となるため、掛金納入不能者が出ないように掛金徴収日の設定に留意する。

(5) 園芸施設共済

①制度の周知

- ・パンフレットを有資格者全戸に配布し、制度内容を十分に周知する。

②補償の充実

- ・付保割合8割・小損害不填補1万円特約を基本として推進する。
また、農業者のニーズに応じて復旧費用・撤去費用・付保追加特約を推進する。

(6) 任意共済

建物共済

①補償の充実

- ・加入推進時に評価額（再取得価額）を提示した説明を行い、農家財産の完全補償に向けた共済金額の増額を推進する。また、臨時費用担保特約の推進を行う。

②付属建物の全棟加入

- ・未加入物件の多い納屋、倉庫、農作業場等についても、評価額（再取得価額）による適正補償金額を提示し、全棟加入及び増額加入を推進する。

③総合共済の引受拡大

- ・甚大化する自然災害に備えるため、総合共済の更なる周知と加入に向けて推進し、農家財産の保全に努める。

④加入資格審査の実施

- ・新規引受及び継続加入時の加入資格審査を確実に実施、併せてそのチェック態勢を強化する。

農機具共済

①担い手所有農機具の包括加入

- ・担い手（認定農業者、農業法人等）、集落営農組織等の所有並びに管理する農機具（機械）の包括的加入を重点的に推進する。

②販売店とタイアップした引受推進

- ・JA静岡経済連及び農機具販売店と連携し、農機具購入者への共済制度の周知および加入促進を依頼する。

③適正引受の励行

- ・引受時において、機種確認時に記録写真を撮影し、引受誤りの未然防止に努めるとともに、加入者に対し遅滞のない異動通知を徹底し、適正引受に繋げる。

(7) 農業経営収入保険

①顧客台帳の整備及び活用

- ・各地域センターと連携し、顧客台帳管理体制を整え、県内統一した台帳を整備し、個別推進に活用する。また、法人については、決算月の把握と確実な推進態勢の確立し情報の共有化を行う。

②説明会の開催

- ・市、JAをはじめ、協議会員である関係団体や税理士・市場関係等あらゆる農業者に係る組織と相互の情報提供を行うと共に、推進協力を依頼する。また、関係団体の主催する会合（総会・定例会議・目揃い会等）等に積極的に参加し、説明会を行う。
- ・作物別や地域別の実績や類似制度との比較を踏まえた資料、わかりやすいパンフレットを作成し、短時間で興味を持たせる効率の良い推進を行う。

③個別推進

- ・地域センター、グループごとに推進目標数値を設定し、月ごとの推進結果を可視化して全職員で共有する。
- ・組織内の人員配置にこだわらず、重点地域への推進時には、地域センター、グループの垣根を超えた推進を行う。
- ・試算結果に基づく加入プランの提示など丁寧な推進活動の取組みを行う。

④研修会の実施

加入推進を実施するために職員知識の平準を図り、全員体制のための職員研修を実施する。

⑤ソーシャルメディアを活用した取組み

WEBサイト、広報紙、チラシ等を活用した積極的な普及活動の実施

⑥その他

生産グループ等の組織に対して集団的な加入推進を行い、加入手続きや保険金等の支払事務の効率化を行う。また、白色申告者に対して青色申告への移行のメリットを説明し、収入保険の加入を勧める。